



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

77	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
78	生活保護法による医療機関の指定	(").....	1
79	生活保護法による施術機関の指定	(").....	2
80	換地処分完了	(農業農村整備課).....	2
81	県営ため池等整備事業の工事事完了	(").....	2
82	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	3
83	農用地利用配分計画の認可	(").....	3
84	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
85	〃	(").....	4
86	〃	(").....	4
87	保安林の指定施業要件の変更	(").....	5
88	〃	(").....	5
89	海岸法による所有者不明の工作物の措置	(港湾空港振興課).....	5
90	〃	(").....	6

○ 公告

都市計画の案の縦覧	(都市政策課).....	6
-----------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊医新 1-26	菊谷医院	伊都郡かつらぎ町大字大谷163	平成 28.11.18

和歌山県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西薬新 27-28	アイム薬局	西牟婁郡白浜町堅田2792-5	平成 28.12.1
東医新 32-28	高橋ファミリークリニック	東牟婁郡那智勝浦町大字天満800	平成 28.12.1
新歯新 23-28	西嶋歯科クリニック	新宮市千穂一丁目1-48	平成 29.1.16

和歌山県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
岩あ新 6-28	寺浦ヒカル	紀の川市丸栖1183-9（あん摩・マッサージ）	平成 28.11.10
岩あ新 7-28	岡崎敬子	和歌山市府中1093-5（あん摩・マッサージ）	平成 28.11.14
岩は新 12-28	岡崎敬子	和歌山市府中1093-5（はり・きゅう）	平成 28.11.14
田柔新 4-28	永濱寛	なかず整骨院（柔道整復） 田辺市下万呂482-10	平成 28.11.30
岩柔新 5-28	松村翼	和歌山市府中1007-2（柔道整復）	平成 28.12.1
岩は新 13-28	松村翼	和歌山市府中1007-2（はり・きゅう）	平成 28.12.1

和歌山県告示第80号

平成28年12月28日付けで認可した田辺市営換地計画（伏菟野地区）については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第81号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 鴻の池地区
- 2 確定年月日 平成23年4月20日
- 3 工事を完了した時期 平成26年3月19日

和歌山県告示第82号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月4日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月2日まで縦覧に供する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第109号-1	田辺市芳養町字坂本3423-1
平成28年度第109号-2	田辺市芳養町字曾別当3537-1外15筆
平成28年度第109号-3	田辺市下万呂字落合676外4筆
平成28年度第109号-4	田辺市下万呂字落合703
平成28年度第109号-5	田辺市上秋津字川中口1417-74外1筆
平成28年度第109号-6	田辺市上秋津字下畑4140-114外1筆
平成28年度第109号-7	田辺市上秋津字迫戸545-25外6筆
平成28年度第109号-8	田辺市上秋津字中畑3933-2

和歌山県告示第83号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成29年1月11日に認可した。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第100号-1	和歌山市弘西字笹井田909-1外1筆
平成28年度第100号-2	和歌山市岩橋字高柳226-1外1筆
平成28年度第101号	有田郡有田川町丹生字神谷奥591外2筆

和歌山県告示第84号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第85号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第86号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡広川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第88号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第89号

海岸法（昭和31年法律第101号。以下「法」という。）第12条第4項の規定に基づき、海岸管理上支障がある所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

平成29年1月20日

1 工作物の所在及び種類等

(1) 所在

西牟婁郡白浜町字瓜切2927番219地先

(2) 種類

架線(ワイヤー・全長約20メートル)及びその固定金具

2 所有者等の行うべき措置

当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、西牟婁振興局建設部に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該工作物を除却すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を除却するものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第10項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課(電話番号 0739-26-7949)

和歌山県告示第90号

海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)第12条第4項の規定に基づき、海岸管理上支障がある所有者不明の工作物の措置を次のとおり行う。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 工作物の所在及び種類等

(1) 所在

西牟婁郡白浜町字瓜切2927番1111地先

(2) 種類

架線(ワイヤー・全長約10メートル)及びその固定金具

2 所有者等の行うべき措置

当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、西牟婁振興局建設部に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該工作物を除却すること。

3 海岸管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、海岸管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該工作物を除却するものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第12条第10項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

田辺市朝日ヶ丘23-1

西牟婁振興局建設部用地・管理課(電話番号 0739-26-7949)

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成29年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
橋本都市計画道路（3・5・1号神野々真土線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
和歌山県橋本市市脇二丁目
野字城之内
隅田町上兵庫字塚田、田中台
- 3 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
橋本市建設部まちづくり課
- 4 縦覧期間
平成29年1月20日から平成29年2月3日まで